

貸金庫規定（手動型）の改正新旧対照表

（下線は、変更箇所）

新	旧
1 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>a 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>b 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	1.(格納品の範囲) (1)～(2) (略) (新 設)
2 <u>利用目的の確認</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の当組合立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>	(新 設)
3 契約期間等 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する○月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 <u>契約の継続にあたり、格納品が第 1 条の範囲に収まっていることを当組合所定の書面にて確認します。</u>	2.(契約期間等) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する○月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
4～12 (略)	3～11 (略)
13 解約等 (1)～(2) (略) (3)a～b (略) c(a)～(d) (略) <u>(e) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</u> (f) (略)	12.(解約等) (1)～(2) (略) (3)①～② (略) ③A～D (略) (新 設) E. (略)

(下線は、変更箇所)

新	旧
(4) ～ (6) 14 ～ 18 以上	(4) ～ (6) 13 ～ 17 以上

付 則
この規定の改正は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。